

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 確認検査手数料表 ①

【階数が2以下かつ延べ面積が500㎡以下の建築物 又は 2,000㎡以下の型式認定をうけた建築物】

【確認申請手数料】

(単位:円)

申請床面積(㎡)	1類(戸建・長屋)	2類(型式戸建・長屋)	3類(型式2類以外)	4類(1~3類以外)
0 ~ 100 以内	18,000	12,000	19,000	28,000
100 超え ~ 200 以内	26,000	18,000	28,000	40,000
200 超え ~ 500 以内	34,000	23,000	36,000	52,000
500 超え ~ 1,000 以内	54,000	51,000		83,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	81,000	80,000		124,000
確認申請手数料に加算する手数料				
天空率	6,000×法第56条第7項の規定による特例を適用する区分の数			
構造計算(ルート1又はルート3)	30,000×構造計算を要する構造上の棟数			
構造計算(ルート2)	145,000×構造計算を要する構造上の棟数			
構造適判との整合確認	10,000×構造適判を要する構造上の棟数			
その他	別途見積 ※避難安全検証法、特定天井などの特殊な審査を行う場合			

※電子申請において副本の書面交付を要する場合は上記に手数料表③による手数料を加算する。

【中間検査申請手数料】

(単位:円)

直前の手続きを当機関で実施したもの				
申請床面積(㎡)	1類	2類	3類	4類
0 ~ 100 以内	18,000	-	18,000	23,000
100 超え ~ 200 以内	23,000	-	23,000	29,000
200 超え ~ 500 以内	36,000	-	35,000	46,000
500 超え ~ 1,000 以内	57,000	-	51,000	73,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	86,000	-	85,000	110,000
直前の手続きを当機関以外で実施したもの				
申請床面積(㎡)	1類	2類	3類	4類
0 ~ 100 以内	23,000	-	23,000	31,000
100 超え ~ 200 以内	30,000	-	30,000	41,000
200 超え ~ 500 以内	46,000	-	45,000	61,000
500 超え ~ 1,000 以内	73,000	-	63,000	97,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	110,000	-	100,000	146,000

※住宅瑕疵担保責任保険又は住宅瑕疵担保責任保険と同等の現場検査を同時に行う場合は、上記より3,000円減額する。

【完了検査申請手数料】

(単位:円)

直前の手続きを当機関で実施したもの									
申請床面積(㎡)	1類		2類		3類		4類		
	中間検査なし	中間検査済	中間検査なし	中間検査済	中間検査なし	中間検査済	中間検査なし	中間検査済	
0 ~ 100 以内	20,000	18,000	14,000	-	18,000	16,000	26,000	24,000	
100 超え ~ 200 以内	24,000	22,000	18,000	-	23,000	21,000	33,000	31,000	
200 超え ~ 500 以内	38,000	36,000	27,000	-	35,000	33,000	50,000	48,000	
500 超え ~ 1,000 以内	60,000	57,000	61,000	-	61,000	59,000	80,000	76,000	
1,000 超え ~ 2,000 以内	91,000	86,000	100,000	-	100,000	98,000	120,000	115,000	
直前の手続きを当機関以外で実施したもの									
申請床面積(㎡)	1類		2類		3類		4類		
0 ~ 100 以内	25,000		17,000		23,000		34,000		
100 超え ~ 200 以内	31,000		23,000		31,000		45,000		
200 超え ~ 500 以内	48,000		33,000		45,000		65,000		
500 超え ~ 1,000 以内	76,000		71,000		71,000		104,000		
1,000 超え ~ 2,000 以内	115,000		120,000		120,000		156,000		

※中間検査済:中間検査合格証の交付を当機関から受けたもの

※省エネ基準に関する検査を伴う建築物(省エネ適合性判定を受けた建築物)の場合は上記に手数料表③による手数料を加算する。

※第1類(戸建・長屋):住宅以外の用途を含む建築物は、住宅部分が1/2以上のものであり、かつ住宅以外の部分が法第6条第1項第1号に該当しないものに限る。

※一戸建ての住宅に付属する車庫、倉庫等は、建築物の分類上、一戸建ての住宅とする。

※計画変更 直前の確認または中間検査を当機関で実施したものに限り、変更にかかる部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

※増築時の手数料の算定は、増築部分の「建築物の分類」に基づき手数料を算定。

※同一棟増築の場合は、確認申請(計画変更確認申請を除く)に限り、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算して手数料を算定。

※網掛け部分は第5類及び第6類を含まない複数棟申請に適用する。

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 確認検査手数料表 ②

【階数が3以上 又は 延べ面積が500㎡を超え、2,000㎡以下の建築物】

【確認申請手数料】

(単位:円)

申請床面積(㎡)	5類(戸建・長屋・共同住宅)	6類(5類以外)
0 ~ 100 以内	100,000	110,000
100 超え ~ 200 以内	110,000	120,000
200 超え ~ 500 以内	135,000	140,000
500 超え ~ 1,000 以内	150,000	160,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	230,000	255,000
確認申請手数料に加算する手数料		
天空率	12,000×法第56条第7項の規定による特例を適用する区分の数	
構造計算(ルート1又はルート3)	確認申請手数料の20%×(構造計算を要する構造上の棟数-1)	
構造計算(ルート2)	180,000×構造計算を要する構造上の棟数	
構造適判との整合確認	10,000×構造適判を要する構造上の棟数	
その他	別途見積 ※避難安全検証法、特定天井などの特殊な審査を行う場合	

【中間検査申請手数料】

(単位:円)

直前の手続きを当機関で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	45,000	55,000
100 超え ~ 200 以内	60,000	70,000
200 超え ~ 500 以内	75,000	90,000
500 超え ~ 1,000 以内	125,000	135,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	160,000	180,000
直前の手続きを当機関以外で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	95,000	110,000
100 超え ~ 200 以内	115,000	130,000
200 超え ~ 500 以内	143,000	160,000
500 超え ~ 1,000 以内	200,000	215,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	275,000	308,000

※住宅瑕疵担保責任保険又は住宅瑕疵担保責任保険と同等の現場検査を同時に行う場合は、上記より3,000円減額する。

【完了検査申請手数料】

(単位:円)

直前の手続きを当機関で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	50,000	60,000
100 超え ~ 200 以内	70,000	80,000
200 超え ~ 500 以内	90,000	100,000
500 超え ~ 1,000 以内	140,000	150,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	180,000	200,000
直前の手続きを当機関以外で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	100,000	115,000
100 超え ~ 200 以内	125,000	140,000
200 超え ~ 500 以内	158,000	170,000
500 超え ~ 1,000 以内	215,000	230,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	295,000	328,000

※省エネ基準に関する検査を伴う建築物(省エネ適合性判定を受けた建築物)の場合は上記に手数料表③による手数料を加算する。

※第5類(戸建・長屋・共同住宅):住宅以外の用途を含む建築物は、住宅部分が1/2以上であり、かつ住宅以外の部分の床面積が500㎡を超えないものに限る。

※一戸建ての住宅に付属する車庫、倉庫等は、建築物の分類上、一戸建ての住宅とする。

※計画変更 直前の確認または中間検査を当機関で実施したものに限り、変更にかかる部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

※増築時の手数料の算定は、増築部分の「建築物の分類」に基づき手数料を算定。

※同一棟増築の場合は、確認申請(計画変更確認申請を除く)に限り、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算して手数料を算定。

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 確認検査手数料表 ③

【確認申請手数料に加算する手数料】

(単位:円)

電子申請において副本の書面交付を要する場合						
申請の内容	1類	2類	3類	4類	5類	6類
法第6条第1項第1号～第3号建築物を含む申請	8,000					
法第6条第1項第4号建築物のみの申請	5,000					
(上記に加え)構造計算書1棟分につき	10,000					

【完了検査手数料に加算する手数料】

(単位:円)

省エネ基準に関する検査を伴う建築物 (省エネ適合性判定を受けた建築物)						
検査内容	1類	2類	3類	4類	5類	6類
省エネ基準 (省エネ適合性判定を当機関で実施したもの)	完了検査手数料の 20% × 省エネ適合性判定を受けた建築物の数					
省エネ基準 (省エネ適合性判定を当機関以外で実施したもの)	完了検査手数料の 40% × 省エネ適合性判定を受けた建築物の数					
省エネ基準に関する軽微な変更 (ルートB)	完了検査手数料の 30% × 軽微な変更届(ルートB)の提出を要する建築物の数					

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 確認検査手数料表 ④

【 工作物 又は 昇降機 】

【工作物】

(単位:円)

申請種別		確認	計画変更	完了	
				直前の確認を 当機関で実施したもの	直前の確認を 当機関以外で実施したもの
高さ	4m以内	20,000	10,000	20,000	26,000
	4m超	42,000	21,000	40,000	52,000

※電子申請における副本の書面交付は1件あたり5,000円加算する。

【昇降機】

(単位:円)

申請種別		確認	計画変更	完了	
				直前の確認を 当機関で実施したもの	直前の確認を 当機関以外で実施したもの
エレベーター エスカレーター		20,000	10,000	25,000	31,000
小荷物専用昇降機		8,000	6,000	15,000	21,000

※電子申請における副本の書面交付は1基あたり8,000円加算する。